

議案第7号

平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第7号

平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度八街市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

平成29年11月29日提出

八街市長 北村 新司

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(1) 診療報酬明細書点検業務	平成29年度から 平成30年度まで	千円 1,750

(注) 各事項名に付されている番号は、債務負担行為の管理上の番号である。

平成 2 9 年 度

八街市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
診療報酬明細書点検業務	1,750			平成29年度から 平成30年度まで	1,750	0	0	0	1,750